

令和 3 年小田原市議会 1 2 月定例会議案

(報告第 3 7 号～報告第 3 9 号)

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

目 次

報告第 3 7 号 専決処分の報告について……………	1
報告第 3 8 号 専決処分の報告について……………	2
報告第 3 9 号 専決処分の報告について……………	3

報告第 37 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 9 月 14 日
- 2 損害賠償額 404,047 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 8 月 10 日午前 9 時 45 分頃、市内田島 1653 番 1 付近の広域農道小田原中井線の道路脇において、農政課会計年度任用職員が交通の支障となる竹を伐採していたところ、竹が道路側に倒れ、走行中の相手方車両を破損させた。

報告第38号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年11月26日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和3年10月15日
- 2 損害賠償額 110,814円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和3年9月9日午前9時頃、市内小竹662番3付近の市道0081において、道水路整備課職員が草刈り機で作業中、石を跳ねて、走行していた相手方車両の側部を破損させた。

報告第 39 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 11 月 12 日
- 2 損害賠償額 580,192 円
- 3 相手方 足柄下郡箱根町宮ノ下 468 番地
箱根瓦斯石油株式会社
代表取締役社長 勝俣 康純
- 4 事故の概要 令和 3 年 9 月 13 日午後 3 時 30 分頃、市内荻窪 1598 番 9 の辻村植物公園駐車場内の園路を相手方車両が走行していたところ、路面の敷石が跳ね上がり、車両下部を破損した。